平成２５年（フ）第１２０９７号
埼玉県川口市元郷２丁目15―１―3310　エルザタワー55
債務者　高木　和人
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　周造
4　破産債権の届出期間　平成25年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月13日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６６号
千葉県成田市青山242番地１
債務者　飯田　　豊
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金城未来彦
4　破産債権の届出期間　平成25年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４１０号
大分県臼杵市大字田井107番地
債務者　吉田　秋郎
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　茂
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５５号
秋田県雄勝郡羽後町堀内字二本杉87番地20
債務者　石垣由美子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１９号
稚内市緑１丁目14番12－303号　市営住宅61－Ｂ－１
債務者　山崎　則幸
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月２日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第２０号
稚内市緑１丁目14番12－303号　市営住宅61－Ｂ－１
債務者　山崎恵美子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月２日まで
旭川地方裁判所稚内支部

財産状況報告等期日の取消

平成２５年（フ）第７１号
鹿児島県出水郡長島町山門野1124番地
破産者　淵ノ上正二
主文　平成25年12月13日午前10時の財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を取り消す。
平成25年11月６日
鹿児島地方裁判所川内支部

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２５年（フ）第７１号
鹿児島県出水郡長島町山門野1124番地
破産者　淵ノ上正二
平成25年11月６日
鹿児島地方裁判所川内支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１０号
秋田県山本郡三種町鵜川字谷地の上120番地
破産者　松嶋鉄工株式会社
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第８５号
栃木県那須郡那須町大字高久丙1565番地３ロワジール那須高原ハイジ836号、前本店所在地千葉県市原市五井9009番地
破産者　有限会社セレストカンパニー
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１０９号
石川県野々市市徳用町353番地１
破産者　株式会社庄田印刷
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５５９号
大阪市北区大淀中５丁目14番５号
破産者　株式会社アイテック
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１４９号
大阪市港区港晴３丁目９番13号
破産者　山口建設株式会社
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５９８号
大阪府箕面市船場西３丁目８番８号
破産者　栄伸産業株式会社
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７２号
大阪府枚方市長尾家具町４丁目20番地３
破産者　昭和工業株式会社
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７５０号
大阪市生野区田島６丁目１番３号
破産者　株式会社浦本商店
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６３８号
大阪府東大阪市荒本北３丁目３番10号
破産者　株式会社柴紀建設
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部